

令和5年度屋上庭園植栽維持管理業務委託仕様書

1 目的

つくば国際会議場（以下「会議場」という。）の屋上庭園植栽について、専門的な管理を行い、樹木の良好な育成、景観の保持及び環境の維持を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度屋上庭園植栽維持管理業務

(2) 履行場所

つくば市竹園2丁目20番3号 つくば国際会議場

(3) 履行期限

令和5年4月1日から令和5年3月31日まで

3 業務内容

(1) 業務の種類

屋上庭園植栽維持管理業務

(2) 作業種別及び作業量

別紙「植栽維持管理作業基準表」（以下「基準表」という。）のとおりとする。

(3) 作業の実施時期

作業の実施日及び時間は、委託者が指定した日及び時間におこなうものとする。

4 使用材料等の負担

(1) 本業務を行うのに必要な作業用具類、薬剤類及び消耗品等については、受託者の負担とする。ただし、灌水に要する水については、委託者の負担とする。

(2) 基準表に記載されていない作業であっても軽微なものは、受託者の負担とする。

(3) 植栽等の維持に必要と思われる特別な薬剤類等の負担については、委託者、受託者双方で協議のうえ決めることとする。

5 作業計画及び記録

(1) 実施計画書

受託者は、本業務を実施するにあたり、作業の実施時期を記載した実施計画書（年間工程表）を作成のうえ委託者に提出し、承認を受けるものとする。

(2) 作業完了報告書

受託者は、作業が終了したときは、作業完了報告書を委託者に提出し、確認を受けるものとする。なお、報告書には、作業状況を記録した写真を添付することとする。

6 作業管理

(1) 作業員名簿の作成

受託者は、作業全体を管理する責任者及び作業に従事させようとする技術員の名簿を作成し、委託者に提出するものとする。なお、本業務に従事する作業員は、会議場の品位を傷つける者であってはならない。

(2) 作業上の注意

- ① 会議場の運営に支障を来さないこと。
- ② 会議場利用者に対する安全を心がけること。
- ③ 作業員の安全に十分心がけること。
- ④ 会議場の環境に留意すること。

7 その他

- (1) 委託者は、緊急かつ必要とみとめられるときは、受託者に対し、所要の臨機の措置を講ずることを求め、そのとった措置について報告させることができるものとする。
- (2) 作業の実施が仕様書に適合しないと委託者が認めたときは、その作業の手直しを命ずることができるものとする。この場合における費用は受託者負担とする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって会議場または第三者に損害を及ぼしたときは、会議場の責に帰する理由による場合のほか、その賠償の責を負うものとする。
- (4) 受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、会議場の信用を失墜する行為をしてはならない。
- (6) 受託者は、業務運営の具体的な事項については、契約書及び仕様書に定めるもののほか、随時、会議場担当者との協議の上、業務運営にあたるものとする。
- (7) 受託者は、この仕様書に疑義があるときは、あらかじめ委託者と協議することができるものとする。

植栽維持管理作業基準表

1 屋上庭園植栽管理業務

(1) 管理対象の樹木

区分	名称	数量 (株)	面積 (㎡)
中低木	シャリンバイ	370	553
	ハマヒサカキ	92	
	ボックスウッド	268	
	ヒラドツツジ	167	
	キンメツゲ	713	
	ハイビヤクシン	1,005	
	コクチナシ	320	
	クサツゲ	940	
	アザレア	180	
	レッドロビン	338	
	アベリア	196	
	ピリカムカリシナム	1,364	
	ニワフジ	200	
地被	タマリユウ	1,990	28
芝生		—	397

(2) 作業基準

屋上庭園樹木の良好な育成を維持するため、次の作業を行なう。

項目	作業内容	作業回数
植栽地除草	雑草を抜き取り、搬出処分を行なう。	年4回以上
植栽地刈り込み	はさみ又は動力刈り払い込み機を用いて刈り込みを行い搬出処分を行なう。	年4回以上
地被除草	雑草を抜き取り、搬出処分を行なう。	年4回以上
芝地除草	雑草を抜き取り、搬出処分を行なう。	年4回以上
芝刈り	芝刈り機を用いて芝生を刈り取り搬出処分を行なう。	年4回以上
芝施肥	芝の育成状況に応じて、肥料を施す。	年1回以上
その他	樹木の育成に必要な作業	適宜